

令和7年 農作業料金・農業労賃に関する調査結果

目次

はじめに

I. 調査の概要 1

II. 調査結果の概要

1. 水稲作の部分・全面作業受託料金 2

2. オペレータ賃金と農外諸賃金 4

3. 農作業別農業臨時雇賃金 5

4. 農業臨時雇賃金と標準賃金との比較 7

5. 農業臨時雇賃金と他産業臨時雇賃金(臨時雇・パート)の水準 .. 8

6. 農外諸賃金の水準 9

令和 8 年 3 月
一般社団法人青森県農業会議

はじめに

本調査は、昭和35年以来、全国農業会議所の企画のもと、市町村農業委員会の協力を得ながら、農業の臨時雇賃金等の把握を行っているもので、これまで、農業の就業構造の変化に伴い、稲作の作業請負料金（部分作業請負・全面作業請負）や農業経営基盤強化促進法に基づく農作業受委託の制度化に伴う農作業受委託料金等を調査項目に加えながら、調査内容の充実を図ってまいりました。

本調査結果は、青森県内40市町村農業委員会の協力を得て、令和7年12月31日を調査時点とし、令和7年1月1日より1年間について調査したものをとりまとめたものです。

県内の農業・農村における労働事情、農業就業構造ならびに各々の農業経営の改善等に取り組むための参考資料として、幅広くご活用いただければ幸いに存じます。

最後に、本調査にご協力いただいた市町村農業委員会に厚くお礼申し上げます。

令和8年3月

一般社団法人青森県農業会議

I. 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、農作業の受託（請負）料金や農業雇用賃金、農外諸賃金の水準の把握等を通じて、農業労働力の確保調整や協定賃金の作成、他産業就業対策などの農家労働力事情など、農業就業構造ならびに農業経営の改善・近代化に貢献してきた。農業労働力事情関係の調査としては、他に類例を見ないものとして、関係方面から高い評価を得てきた。

近年の農業労働事情をめぐっては、農業就業者の高齢化、担い手不足、さらには雇用労働力の確保の困難など、種々の課題が山積している。これら諸事情にかんがみ、農業・農村における労働事情について、一層の把握に努め、今後、適正かつ合理的に標準（協定）賃金・料金等の作成、農業労働力確保の推進等を通じ、足腰の強い農業経営の実現に資することを目的に本調査を実施した。

2. 調査の方法

- (1) 本調査は、全国農業会議所が作成した調査票にもとづき、青森県農業会議の指導のもとに、市町村農業委員会が実施した。
- (2) 調査市町村は、令和7年12月31日時点における全市町村（40市町村）を対象としている。
- (3) 調査の項目
 - ① 水稻作の部分・全面作業受託料金の水準
 - ② オペレータ賃金
 - ③ 農業臨時雇の農作業別・男女別の賃金水準
 - ④ 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の協定状況
 - ⑤ 市町村内の農外諸賃金の水準

3. 調査の時期および期間

令和7年12月31日を調査時点とし、令和7年1月1日より令和7年12月31日までの1年間を調査対象としている。

Ⅱ. 調査結果の概要

1. 水稲作の部分・全面作業受託料金

(1) 部分作業の受託料金（第1表）

農作業受託料金のうち、稲作関係の部分農作業受託料金を《育苗》、《耕起》、《代かき》、《耕起～代かき（一貫）》、《機械田植（苗代別）》、《機械刈取（コンバイン）》、《刈取～乾燥・調整》、《乾燥・調整（60kg当たり）》の各作業について、受託主体別（個人農家と生産組織）に調査したものである。

① 《育苗》

《育苗》の県平均をみると、個人農家の場合＜稚苗＞が10a当たり17,480円（対前年比0.7%下落）、＜中苗＞が10a当たり23,976円（同6.1%上昇）となっている。

地域別にみると、＜稚苗＞は「上十三」が18,000円と最も高く、次いで「東青」、「中弘」が17,500円、「津軽南」が17,200円の順となっている。

＜中苗＞は「三八」が27,165円と最も高く、次いで「津軽南」が26,644円、「上十三」が24,787円の順となっている。

また、生産組織の《育苗》の県平均をみると、＜稚苗＞が10a当たり17,500円（同18.0%上昇）、＜中苗＞が10a当たり26,730円（同15.9%上昇）となっている。

② 《一貫》・《耕起》と《代かき》

《一貫（耕起～代かき）》の県平均は、個人農家が10a当たり11,749円（対前年比3.9%上昇）、生産組織が10,709円（同12.5%上昇）となっている。

《耕起》と《代かき》の県平均は、個人農家の場合、《耕起》は10a当たり5,182円（同3.3%上昇）、《代かき》は6,379円（同3.6%上昇）となっている。また、生産組織の場合、《耕起》は10a当たり5,089円（同11.1%上昇）、《代かき》は5,485円（同13.3%上昇）となっている。

③ 《機械田植（苗代別）》

《機械田植》の県平均をみると、個人農家が10a当たり6,479円（対前年比2.8%上昇）、生産組織では6,153円（同3.4%上昇）となっている。

④ 《防除（薬剤費別、1回当たり）》

《防除（薬剤費別、1回当たり）》の県平均を見ると、個人農家は10a当たり1,970円（対前年比12.5%上昇）、生産組織では2,524円（同3.5%上昇）となっている。

⑤ 《機械刈取（コンバイン）》

《機械刈取（コンバイン）》の県平均を見ると、個人農家は10a当たり13,836円（対前年比2.8%上昇）、生産組織では13,270円（同6.8%上昇）となっている。

⑥ 《刈取～乾燥・調製》

《刈取～乾燥・調製》の一貫収穫作業の県平均をみると、個人農家は10a当たり32,801円（対前年比3.9%上昇）、生産組織は33,855円（同9.3%上昇）となっている。

⑦ 《乾燥・調製（60kg当たり）》

《乾燥・調製》の県平均をみると、個人農家は60kg当たり1,922円（対前年比2.5%上昇）、生産組織は1,800円（同0.8%上昇）となっている。

第1表 水稻作一般作業受託料金水準

（単位：円／10a当たり）

			県平均	郡 市 別							
				東 青	西・つがる	中 弘	津 軽	南 北	五 上	十 三	下 北
育 苗 (種子代含)	稚苗	個人	17,480 (△0.7)	17,500		17,500	17,200		18,000		
		組織	17,500 (18.0)	17,500		17,500					
	中苗	個人	23,976 (6.1)	19,667	17,308	22,805	26,644	19,250	24,787		27,165
		組織	26,730 (15.9)	17,500		20,000	34,347				23,285
耕 起 から 代かき まで	一貫	個人	11,749 (3.9)	10,760	11,955	13,370	11,290	13,170	10,167	11,833	11,586
		組織	10,709 (12.5)	9,000		9,833	12,455				9,384
	耕起	個人	5,182 (3.3)	5,283	4,391	5,518	5,540	4,700	4,466	5,700	5,521
		組織	5,089 (11.1)	4,000		4,550	6,142		4,600		4,568
	代かき	個人	6,379 (3.6)	6,333	7,350	6,184	5,970	8,233	6,083	6,080	6,162
		組織	5,485 (13.3)	5,000		4,867	6,300				4,816
機械田植 (苗代別)	個人	6,479 (2.8)	6,633	5,527	6,663	6,930	5,971	6,609	6,680	6,469	
	組織	6,153 (3.4)	5,000		6,700	6,917				5,309	
防 除 (薬剤費別、1回当たり)	個人	1,970 (12.5)	942	1,100	1,430	1,750	3,223	1,958	1,400	1,900	
	組織	2,524 (3.5)				1,450		2,980		2,833	
機械刈取 (コンバイン)	個人	13,836 (2.8)	15,183	12,773	16,667	16,260	12,534	11,971	12,950	14,086	
	組織	13,270 (6.8)	12,000		18,500	15,285	10,336			12,668	
刈取～乾燥・調製	個人	32,801 (3.9)	28,608	29,332	29,830	38,801	28,227	32,283	24,800	37,531	
	組織	33,855 (9.3)			30,000	41,983	26,173			44,504	
乾燥・調製 (60kg当たり)	個人	1,922 (2.5)	1,640	1,578	1,732	2,296	1,722	1,924	800	2,244	
	組織	1,800 (0.8)			1,300	2,600	1,615	1,190		2,470	

※ 表中の「個人」は個人農家、「組織」は生産組織

() 内は対前年比上昇率(%) [△は下落、小数点第2以下は四捨五入]

(2) 全面作業の受託料金 (第2表)

稲作の農作業の全面受託料金は、種籾・除草剤・肥料・農薬代などの生産資材をすべて受託者が負担する「生産資材費込み (以下「込み」)」のものと、生産資材を委託者が負担する「生産資材費別 (以下「別」)」に区分し、さらに個人農家と生産組織に分けて調査したものである。

- ① 個人農家：「込み」は、10a 当たり 91,625 円 (対前年比 5.1% 上昇)、「別」は 55,160 円 (同 1.1% 上昇) となっている。
- ② 生産組織：「込み」は、10a 当たり 101,025 円 (対前年比 18.3% 上昇)、「別」は 56,500 円 (同 7.3% 上昇) となっている。

※ なお、全面農作業の受託料金については、第2表のとおり回答市町村数が少ないことから、事例的なものとして参考にしていただければ幸いである。

第2表 水稻作全面作業受託料金

(単位：円 / 10a 当たり)

		回答市町村数	料 金
種籾・除草剤・肥料・農薬代「込み」	個人農家	13	91,625 (5.1)
	生産組織	2	101,025 (18.3)
種籾・除草剤・肥料・農薬代「別」	個人農家	12	55,160 (1.1)
	生産組織	1	56,500 (7.3)

※ () 内は対前年比上昇率 (%) [△は下落、小数点第2以下は四捨五入]

2. オペレータ賃金と農外諸賃金

(1) オペレータ賃金 (第3表)

オペレータの賃金は、「トラクター」、「田植機」、「コンバイン」の各オペレータの純然たる労働賃金のみを1日 (8時間) 当たりで調査したものである。

県平均では、「コンバイン」が 9,529 円 (対前年比 1.3% 下落) で最も高く、次いで「トラクター」が 9,477 円 (同 1.9% 上昇)、「田植機」が 9,424 円 (同 3.1% 上昇) の順となっている。

第3表 オペレータ賃金

(単位：円 / 1日 [8時間] 当たり)

	県平均	郡 市 別																
		東	青	西・つがる	中	弘	津	軽	南	北	五	上	十	三	下	北	三	八
トラクター	9,477 (1.9)	8,080	8,067	10,429	10,000	9,120	11,180	8,250	9,480									
田植機	9,424 (3.1)	8,080	8,067	11,143	10,000	9,120	11,180	7,333	10,147									
コンバイン	9,529 (△1.3)	8,080	8,067	10,657	10,000	9,120	11,180	8,333	10,147									

※ () 内は対前年比上昇率 (%) [△は下落、小数点第2以下は四捨五入]

(2) オペレータ賃金と農外諸賃金（男性）との比較（第4表）

市町村ならびに、近郊（通勤可能範囲）における農外諸賃金水準の県平均をオペレータ賃金と比較したものである。

トラクターのオペレータ賃金を100とした場合、農外諸賃金（男性）は、「左官」173、「大工」166、「伐出」158、「造林」135、「土木工」131という指数になり、オペレータ賃金が農外諸賃金に比べ、低い水準となっている。

第4表 オペレータ賃金と農外諸賃金（男性）との比較 （単位：円／1日〔8時間〕当たり）

	オペレータ賃金		農 外 諸 賃 金				
	トラクター	コンバイン	大 工	左 官	土 木 工	造 林	伐 出
県 平 均	9,477 (1.9)	9,529 (△1.3)	15,724 (4.2)	16,379 (4.4)	12,436 (4.6)	12,774 (4.4)	14,996 (5.0)
指 数	100	101	166	173	131	135	158

※ 指数：トラクターのオペレータ賃金を100とした場合

() 内は対前年比上昇率(%)〔△は下落、小数点第2以下は四捨五入〕

3. 農作業別農業臨時雇賃金

(1) 農業臨時雇賃金の1日当たりの実勢賃金（第5表）

個々の経営体の需要に応じた労働力の需給調整対策の充実や、質・量ともに兼ね備えた労働力の確保調整をはじめ、地域の実態に即した臨時雇賃金の適正な水準形成に向けて、県内の農業臨時雇賃金の1日当たりの実勢賃金を調査したものである。

1日当たりの実勢賃金の県平均を作業別にみると、農作業一般の中でも、熟練度が求められる「専門作業」は男性が8,931円（対前年比3.2%上昇）、女性が8,712円（同5.0%上昇）、「一般・軽作業」は男性が7,944円（同6.3%上昇）、女性が7,927円（同7.0%上昇）となっており、いずれも上昇している。

また、具体的作業のうち、水稲では「機械作業補助」は男性が8,117円（同6.3%上昇）、女性が8,113円（同8.6%上昇）、「田植」は男性が8,061円（同8.7%上昇）、女性が8,229円（同8.3%上昇）、「稲刈」は男性が8,254円（同8.4%上昇）、女性が8,303円（同8.8%上昇）となっている。

同じく具体的作業のうち、りんごの「剪定」は男性が11,325円（同6.8%上昇）、女性が11,421円（同7.4%上昇）、「摘果」は男性が7,906円（同6.8%上昇）、女性が7,906円（同7.0%上昇）、「収穫」は男性が8,040円（同6.8%上昇）、女性が7,947円（同7.0%上昇）となっており、具体的作業でもすべての項目で上昇している。

第5表 農業臨時雇賃金の1日当たりの実勢賃金

(単位：円／1日〔8時間〕当たり)

			県平均	別																				
				郡			市																	
				東	青	西・つがる	中	弘	津	軽	南	北	五	上	十	三	下	北	三	八				
男性	農作業一般	専門作業	8,931 (3.2)	10,000	7,700				8,733	9,466	8,637	8,000	9,800											
		一般・軽作業	7,944 (6.3)	7,700	7,700	8,682	7,940	8,024	7,879	7,820	8,082													
	うち具体的な作業	水	機械作業助	8,117 (6.3)	7,700	7,950	9,269	8,200	8,194	8,146	8,000	7,980												
			田植	8,061 (8.7)	8,422	7,700																	7,700	
		稲	刈	8,254 (8.4)	8,641	7,700	9,141						7,700										7,700	
			りんご	剪定	11,325 (6.8)	13,500	11,000	11,373	11,240	10,638														11,583
				摘果	7,906 (6.8)	8,047	7,700	8,114	7,940	7,990														7,750
		収穫	8,040 (6.8)	8,136	7,700	8,230	7,940	7,990	8,500														8,083	
		女性	農作業一般	専門作業	8,712 (5.0)	10,000	7,700				8,733	8,800	8,522	8,000	9,733									
一般・軽作業	7,927 (7.0)			7,700	7,700	8,338	7,940	8,024	7,879	7,820	8,082													
うち具体的な作業	水		機械作業助	8,113 (8.6)	7,700	7,950	9,064	8,200	8,227	8,146	8,000	7,980												
			田植	8,229 (8.3)	8,422	7,700			8,900														7,700	
	稲		刈	8,303 (8.8)	8,641	7,700	8,842	8,900				7,700											7,700	
			りんご	剪定	11,421 (7.4)	13,500	11,000	11,634	11,000	11,275														11,500
				摘果	7,906 (7.0)	8,047	7,700	8,116	7,940	7,990														7,750
	収穫		7,947 (7.0)	8,136	7,700	8,157	7,940	7,990	8,500														7,750	

※ () 内は対前年比上昇率 (%) [△は下落、小数点第2以下は四捨五入]

(2) 1日当たりの実勢賃金の男女間格差 (第6表)

1日当たりの実勢賃金の男性と女性を比較したものをまとめたものである。

これをみると、「専門作業」、「収穫」の作業の実勢賃金において、女性が男性をやや下回っている。

第6表 1日当たりの実勢賃金の男女間格差 (男性を100とした場合の女性の指数)

	専門作業	一般・軽作業	機械作業助	田植	稲刈	りんご			
						剪定	摘果	収穫	収穫
平成28年	91	98	96	101	101	96	97	97	
29年	91	97	95	101	101	95	98	98	
30年	91	99	96	101	101	95	98	98	
令和元年	91	99	97	101	101	99	98	98	
2年	93	99	96	101	101	99	98	97	
3年	94	99	96	101	99	98	98	97	
4年	94	99	96	101	99	98	98	97	
5年	93	99	97	101	100	98	99	98	
6年	96	99	97	103	100	100	100	99	
7年	98	100	100	102	101	101	100	99	

4. 農業臨時雇賃金と標準賃金との比較（第7表）

市町村農業委員会では、農業労働力の需給調整や、農業経営の合理化などを図る観点から、近隣市町村や農協等との連携のもとに農作業及び請負などの標準額（協定賃金）をまとめたものである。

その標準額（協定賃金）と本調査結果の農業臨時雇賃金を比較したものである。

作業別に県平均を見ると、「稲刈」が8,254円で、標準額に対し106と最も高い指数となっている。

地域・作業別に見ると、《東青》の「剪定」が標準額に対し135、《東青》の「稲刈」が112と高い指数となっている。

第7表 農業臨時雇賃金と標準賃金

（単位：円／1日〔8時間〕当たり）

		県平均	別																
			郡				市												
			東	青	西・つがる	中	弘	津	軽	南	北	五	上	十	三	下	北	三	八
田 植	臨時雇賃金	8,061	8,422	7,700															7,700
	標準額	7,765	7,700	7,700	8,250	7,700	7,700	7,856	7,700	7,700									7,700
	指数	104	109	100															
稲 刈	臨時雇賃金	8,254	8,641	7,700	9,141			7,700											7,700
	標準額	7,769	7,700	7,700	8,250	7,700	7,700	7,888	7,700	7,700									7,700
	指数	106	112	100	111			98											
水 田 一 般	臨時雇賃金	8,039						7,700	8,265	7,700									
	標準額	7,762	7,700	7,700	8,250	7,700	7,700	7,700	7,888	7,700									7,700
	指数	104						100	107	98									
畑 一 般	臨時雇賃金	7,944	7,700	7,700	8,682	7,940	8,024	7,879	7,820	8,082									
	標準額	7,757	7,700	7,700	8,250	7,700	7,700	7,831	7,700	7,700									7,700
	指数	102	100	100	105	103	104	101	102	105									
果 一 樹 般	臨時雇賃金	7,975	8,092	7,700	8,172	7,940	7,990	8,500		7,917									
	標準額	7,790	7,700	7,700	8,250	7,700	7,700	8,500		7,700									7,700
	指数	102	105	100	99	103	104	100		103									
剪 定	臨時雇賃金	11,325	13,500	11,000	11,373	11,240	10,638			11,583									
	標準額	11,026	10,000	11,000	11,000	11,200	10,167			11,500									
	指数	103	135	100	103	100	105			101									

※ 標準額は市町村農業委員会が策定した額の平均

指数：それぞれ標準額を100とした場合

「果樹一般」の農業臨時雇賃金は、摘果・収穫（男性）の両賃金の平均

5. 農業臨時雇賃金と他産業臨時雇賃金（臨時雇・パート）の水準

(1) 他産業臨時雇賃金（臨時雇・パート）（第8表）

市町村ならびに、近郊（通勤可能範囲）における他産業臨時雇賃金（臨時雇・パート）の水準の県平均をまとめたものである。

男女ごとにみると、男性の1日（8時間）当たりの賃金平均額は、「建設業」が9,410円（対前年比2.5%上昇）と最も高く、次いで「公的勤務」が8,583円（同7.7%上昇）、「サービス業」が8,508円（同7.5%上昇）の順となっている。

一方、女性の1日（8時間）当たりの賃金平均額は、「建設業」が8,906円（同2.9%上昇）と男性同様最も高く、次いで「公的勤務」が8,460円（同7.8%上昇）、「卸・小売業」が8,260円（同8.1%上昇）、の順となっている。

地域別にみても、男性の《東青》、《中弘》、女性の《東青》、《中弘》、《上十三》、《下北》を除き、「建設業」が最も高い賃金額となっている。

第8表 他産業臨時雇賃金（臨時雇・パート）（単位：円／1日〔8時間〕当たり）

	県平均	別								
		郡			市			別		
		東青	西・つがる	中弘	津軽南	北五	上十三	下北	三八	
男性	公的勤務	8,583 (7.7)	9,126	8,759	7,700	8,979	8,017	8,905	8,826	7,741
	建設業	9,410 (2.5)		10,000		9,200	10,049	8,979	9,650	8,687
	製造業	8,179 (6.4)			8,200	8,147	7,881	8,692	8,079	7,976
	卸・小売業	8,299 (7.7)			9,200	8,207	7,881	8,782	8,142	8,143
	サービス業	8,508 (7.5)			8,933	8,430	8,748	8,492	8,332	8,301
女性	公的勤務	8,460 (7.8)	9,126	8,759	7,700	8,231	8,017	9,055	8,538	7,741
	建設業	8,906 (2.9)		9,000		9,200	9,514	8,644	8,400	8,687
	製造業	8,192 (6.8)				8,147	7,881	8,657	8,079	7,976
	卸・小売業	8,260 (8.1)				8,207	7,881	8,721	8,142	8,143
	サービス業	8,033 (2.7)				8,430	6,723	8,495	8,249	8,301

※（ ）内は対前年比上昇率（%）〔△は下落、小数点第2以下は四捨五入〕

(2) 農業臨時雇賃金と他産業臨時雇賃金との比較（第9表）

農作業の「田植」賃金を基準（100）とした場合の、農業臨時雇賃金と他産業臨時雇賃金を比較したものである。

男女別にみると、男性では、「田植」が8,061円となっており、それに対して「建設業」が9,410円で指数が117と最も高く、次いで「専門作業」が8,931円で指数は111となっている。

一方女性では、「田植」が8,229円となっており、それに対して「建設業」が8,906円で指数が108と最も高く、次いで「専門作業」が8,712円で指数は106となっている。

また、全体をみると、男女ともに農作業臨時雇賃金の「専門作業」は、他産業臨時雇賃金の「建設業」を除く業種の平均額を上回っている。

第9表 農業臨時雇賃金と他産業臨時雇賃金との比較 (単位：円／1日〔8時間〕当たり)

		農作業臨時雇賃金			他産業臨時雇賃金				
		田植	専門作業	一般軽作業	公的勤務	建設業	製造業	卸・小売業	サービス業
男性	県平均	8,061	8,931	7,944	8,583	9,410	8,179	8,299	8,508
	対前年比	(8.7)	(3.2)	(6.3)	(7.7)	(2.5)	(6.4)	(0.8)	(7.5)
	指数	100	111	99	106	117	101	103	106
女性	県平均	8,229	8,712	7,927	8,460	8,906	8,192	8,260	8,033
	対前年比	(8.3)	(5.0)	(7.0)	(7.8)	(2.9)	(6.8)	(8.1)	(2.7)
	指数	100	106	96	103	108	100	100	98

※ 指数：農業臨時雇賃金の「田植」を100とした場合

6. 農外諸賃金の水準 (第10表)

市町村ならびに近郊（通勤可能範囲）での、農外諸賃金「大工」、「左官」、「土木工」、「造林」、「伐出」の1日（8時間）当たりの賃金（男性）をまとめたものである。

農外の職種別賃金の県平均をみると、「左官」が16,379円（対前年比4.4%上昇）と最も高く、次いで「大工」が15,724円（同4.2%上昇）、「伐出」が14,996円（同5.0%上昇）となっている。

第10表 農外諸賃金の水準（男性） (単位：円／1日〔8時間〕当たり)

	県平均	別								
		郡			市					
		東	青西・つがる	中弘	津軽	南北	五上	十三	下北	三八
大工	15,724 (4.2)		19,300	21,850	16,145	18,572	12,436	13,675	12,160	
左官	16,379 (4.4)		19,350	23,434	18,733	19,312	11,560	13,275	14,627	
土木工	12,436 (4.6)		17,200	17,184	12,135	13,323	11,738	10,375	8,929	
造林	12,774 (4.4)		13,385	19,700	10,000	12,040	10,633	11,333	13,917	
伐出	14,996 (5.0)		14,750	29,400	10,500	18,060	10,633	13,000	16,650	

※ () 内は対前年比上昇率 (%) [△は下落、小数点第2以下は四捨五入]